

委託費の弾力運用

府子本第367通知 平成27年9月3日 平成30年4月16日 最終改正

旧299号通知 平成12年2月17日

図解 編 資料3

委託費の弾力運用							前期末支払資金残高の取扱い
段階		経費の相互流用	運用限度額	積立金	積立の目的外使用	使途範囲	取崩の要件と金額
前提条件		×		×			×
第一段階	基本7条件・適正な施設運営の確保	○	無	人件費	事前協議のうえ承認		事前協議で取崩
				修繕			収入予定額の3%以下ならば
				備品等購入			事前協議不要
第二段階	特別保育の実施(別表1)	○	改善基礎分	保育所、施設設備整備 (土地の取得含まず)	事前協議	別表2	同上
第三段階	1、計算書類の備付・閲覧	○	改善基礎分	保育所、施設設備整備	理事会承認	別表3・4	法人本部の運営に充当*1・2
	2、毎年度 次のいずれか			(土地の取得含む)			(本部の人件費と事務費)
	ア、第三者評価	○	委託費の3か月分			別表3・5	
	イ、苦情解決・第三者委員						* 充当=ある目的や用途に
	3、処遇改善の賃金改善要件 (キャリアパス含む)を満たす			別表5限度額無			充てること

対象施設(同一設置者)

- 別表 2 保育所
- 同 3 子育て支援事業
- 同 4 社会福祉施設
- 同 5 保育所

* 2

「前期末支払資金残高の取崩」=資金収支計算書の当期収支差額がマイナスであること
前期末支払資金残高取崩収入が資金収支計算書に出てこない
予算書の適用に「前期末支払資金残高の取崩し」と記入して意思表示した方が良い